



片側にしか白線のない道路。これは歩行者のためでしょうか？
自転車はどこを通行すれば良いのでしょうか？



歩道がない道路での白線は「路側帯」といい、歩行者の通行のためにありますが、自転車も、著しく歩行者の通りを妨げる時以外は、道路の左側にある路側帯を通行できます(右側の路側帯は通行できません)。
自転車が通行できるのは、左図の「路側帯」と「駐停車禁止路側帯」の2つで、「歩行者用路側帯」は通行できません。



親子それぞれに自転車に乗る場合、子どもの後方に親がついて走るのが望ましいと教わりましたが、親も歩道を通行して良いのでしょうか？
子どもも車道を走らせるべきですが、バス通りや路上駐車が多くのところでは危ないので、できるだけ歩道を走らせたいです。

「自転車は、車道が原則、歩道は例外」となっており、大人(13歳以上)が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識により通行が可能な場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。
よって、**子どもの伴走のために、大人が歩道を通行することは認められていません。**子どもが大人と一緒に車道を通行することが危なければ、大人が車道、子どもが歩道で速度を落としながら並走するなどの工夫が必要です。ただし、大人も車道を通行することが危険な道路状況であれば、歩道を通行できますので、その場合は**子どもと縦一列になって徐行**するようにしてください。



自転車で走行中に交差点の停止線で止まりましたが、線から交差点までかなり距離があるので、左右の確認がしにくいです。
この場合、一旦、自転車から降りて左右が見える所まで進むのでしょうか？それとも乗車したまま進んでも良いのでしょうか？

自転車の安全な一時停止交差点の通過方法は次のとおりです。

- 1 まず、停止線で必ず停止する。
- 2 次にそのままゆっくりと進み、自転車の前輪が交差点に出たところで停止する。
- 3 さらにゆっくり進んで、視認できる位置で停止し、覗き込んで左右を確認してから走行する。



自転車で車道を通行中、路上駐車のを避けて車道を走るのが怖くなり、歩道を通行したいと思って自転車通行可の標識を探しますが、なかなか見つからずに迷います。このような場合、歩道を通行しても良いのでしょうか？

道路交通法では、次に該当する場合、自転車の歩道通行を認めています。

自転車通行可



歩行者と自転車が通行できる道路。ただし、歩行者が優先されます。

- 1 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- 2 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 3 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

※ 歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなる時は、一時停止するか、自転車から降りて押しで通行してください。



交差点の車道に青い矢印のラインが引かれています。自転車の場合、そのラインの上を走って交差点を横断するのか、近くにある横断歩道を歩行者のように渡るのか悩みます。そこを通るお巡りさんを見ていたら、二通りの渡り方をされていました。どちらでも大丈夫なのでしょうか？

車道に引かれた青いラインを「**自転車ナビライン**」といい、主に交差点とその付近にあります。**自転車ナビライン、横断歩道のどちらを横断しても大丈夫**ですが、安全に横断できる方のそれぞれの信号に従って横断してください。

※ 自転車ナビライン ⇒ 対面する車両用の信号機
横断歩道 ⇒ 歩行者用の信号機
(歩行者がいる時などは自転車から降りて、押し歩いてください。)



自転車ナビライン (青い矢羽根マーク) 主に交差点とその付近にあります



自転車ナビマーク 車道の左側端にあります

※ 自転車は、ナビライン、ナビマークに沿って、**矢印の方向に進んでください。**ただし、この目印は「**自転車優先**」の意味ではありません。ナビラインやナビマークがある道路でも、自動車や歩行者に十分に注意して走行してください。


『たった1秒でも目を合わせていれば』

こんにちは。交通安全協会部(安協)代表の杉浦です。
 お忙しい中、お読みいただきまして、ありがとうございます。
 ここで私よりみなさんへ、大切なお話しをさせていただきます。
 私は3年前に安協に入部しました。「警視庁見学」があることを知り、通信指令センター(110番通報を受電するところ)を見てみたくて、入部を決めました。ただそれだけで、正直なところ、交通安全にはそれほど関心はありませんでした。
 ですが、初めて出席した警察署の会で、交通安全に対する考え方が一変するお話しを聞いたのです。「昨年度、市内の小学生以下の交通事故死者数は6名でした。その事故のほとんどが、ご家族の目の前で起きました。お子さんとドライバーが、たった1秒でも目を合わせていれば、このような事故は起こらなかったと思います。」交通課長さんがそのようにお話しされました。私はその瞬間に大きな衝撃を受け、胸が締め付けられました。たった1秒が無かったために、子どもの命が奪われ、ご家族やドライバーは心に大きな傷を負うことになったのです。そう思うと、悲しくて悔しくて、何ともいえない気持ちになりました。それと同時に、私は「こんな悲しい事故は絶対に起こしてはいけません。できるだけ多くの保護者に、この事実をお伝えしなければなりません。」と思い、それから人が家を出て、そして帰ってくる。これは当たり前のことではないのです。世の中には、人も車も自転車も溢れています。皆が皆、ルールや教えを守り、安全に生きようと思わなければ、ほんの僅かな狂いで事故は起こります。交差点で、歩行者とドライバーが目合わすことの大切さを、両者、もしくはどちらかが知り、実行していれば起こらなかった事故。知識が無かったり、知っているにも関わらず怠ると、このような悲しい事故を招くのです。
 青信号のチカチカを、平気で渡る人をよく見かけます。私も急いでいる時に何度も渡りたいと思いました。ですが、決して渡りません。無理に渡って事故が起こったら、私はこの一瞬の誤った判断を、一生後悔することになるのです。そしてこの行動を子どもが近くで見ているなら、いつか同じことをして危ない目に遭うかもしれないのです。そう考えたら、渡れません。たとえ急いでいても、待つことが面倒であっても、信号は命を守るためのものであって、命をかけて渡るものではないのです。
 ご自身の安全を守ることはもちろんですが、子どもに「自分の命を守ることの大切さ」を教えてあげられるのは、やはり1番身近にいる親であると思います。手を繋ぎ一緒に歩いていた幼児期を過ぎると、子どもはひとりで外出するようになり、自分自身で状況判断をしなければならなくなります。その時期を迎えるいま、お子さんがこの先も安全でいられるように、正しいルールやマナーを教え、習慣づけてあげることが本当に大切になります。保護者の方が時間をかけて丁寧に教え、正しいお手本を示してあげれば、ひとりで街に出た時にも、親の教えや行動を思い出して、実践することができると思うのです。どうぞご家族のためにも、交通安全への意識を高く持ち、日頃から安全を心がけてください。
 おわりに、私はまもなく幼稚園を卒園しますが、小学校に行ってもこのことを伝え続けていきたいと思っています。これを読んでくださった皆さんにも私の願いが届き、日々の生活の中で思い出して実践していただけたら嬉しいです。そしてこの大切なお話しを、お友達や知り合いの方に伝えていただけたら大変有難いです。
 皆さまの安全な毎日を、心から願っています。

自転車で車道を通行中、矢印式信号機のある交差点に差しかかりました。自転車は、歩行者用の信号機ではなく、車両用の信号機の青い矢印のとおり直進、左折、右折をして良いのでしょうか？
 以前に、車両用の信号機の青い矢印に従って直進した際、左折する車に巻き込まれそうになり、怖い思いをしました。

車道を通行中は、対面する車両用の信号機に従います。

矢印式信号機



- 直進の矢印が出てるとき → ○ 直進できます。その際、左折する車両に十分に気をつけましょう。
- 左折の矢印が出てるとき → ○ 左折できます。できるだけ道路の左端に沿って、徐行しながら曲がります。
- 右折の矢印が出てるとき → ✖ **右折できません。**自転車で右折するときは、**2段階で右折**します。

- ※ **2段階右折の方法は、**
- ① 交差点の向こう側まで直進する。
 - ② 右向きに方向転換する。
 - ③ 対面する信号が青になったら、直進する。

ドライバーさん向けだよ

自転車レーンのある道路で、自動車はどの位置に停車して良いのかよくわかりません。道路の端でしょうか？自転車レーンのきわでしょうか？また、自転車レーンに侵入できるのはどのような場合でしょうか？

自転車レーン(自転車専用通行帯)は、原則として車の侵入や駐車は禁止です。ただし、駐停車禁止の区間に指定されていない限りは、人の乗降または荷物の積み下ろしによる「短時間の停車」は可能です。
 その場合は、できる限り、道路(車道)の左側端に沿い、かつ他の交通の妨害とならないようにしなければなりません。
 また、左折するとき、道路に面している建物や駐車場に入るとき、救急車や消防車等の緊急車両を優先させるために待機するときは、自転車レーンへの侵入が認められています。

普通自転車専用通行帯
(自転車レーン)



歩行者や自転車以外の車両は通行できません。